

総社市告示第15号

総社市地域づくり自由枠交付金交付要綱（平成26年総社市告示第23号）の一部を次のとおり改正する。

令和6年3月21日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前						
<p>(定義) 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 協議会 おおむね次に掲げるいずれかの区域を単位とし、その区域の住民、各種団体等で組織したもので、別表第1に定める基準を満たし、持続可能な地域社会の発展のために自主的かつ主体的に継続的活動を行う団体をいう。</p> <p>ア <u>総社市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域に関する規則</u>（平成17年総社市教育委員会規則第7号）別表第1から別表第3までに規定する通学区域</p> <p>イ及びウ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>別表第2（第4条関係）</p> <table border="1" data-bbox="163 1161 1104 1418"> <thead> <tr> <th data-bbox="163 1161 1104 1198">交付金の算定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="163 1201 1104 1345"> <p>交付金額は、次の1から<u>7</u>までの額（1から<u>5</u>までにあつては、その額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）と事業決算に基づき算出した<u>8</u>の額（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）との合計額とする。</p> <p>ただし、市長が特に認めた場合はこの限りでない。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="163 1348 1104 1418"> <p>1 事務局運営配分額</p> </td> </tr> </tbody> </table>	交付金の算定基準	<p>交付金額は、次の1から<u>7</u>までの額（1から<u>5</u>までにあつては、その額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）と事業決算に基づき算出した<u>8</u>の額（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）との合計額とする。</p> <p>ただし、市長が特に認めた場合はこの限りでない。</p>	<p>1 事務局運営配分額</p>	<p>(定義) 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 協議会 おおむね次に掲げるいずれかの区域を単位とし、その区域の住民、各種団体等で組織したもので、別表第1に定める基準を満たし、持続可能な地域社会の発展のために自主的かつ主体的に継続的活動を行う団体をいう。</p> <p>ア <u>総社市立小学校及び中学校通学区域に関する規則</u>（平成17年総社市教育委員会規則第7号）別表第1に規定する通学区域又は別表第2に規定する通学区域</p> <p>イ及びウ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>別表第2（第4条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1135 1161 2076 1418"> <thead> <tr> <th data-bbox="1135 1161 2076 1198">交付金の算定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1135 1201 2076 1345"> <p>交付金額は、次の1から<u>5</u>までの額（1から<u>4</u>までにあつては、その額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）と事業決算に基づき算出した<u>6</u>の額（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）との合計額とする。</p> <p>ただし、市長が特に認めた場合はこの限りでない。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1135 1348 2076 1418"> <p>1 事務局運営配分額</p> </td> </tr> </tbody> </table>	交付金の算定基準	<p>交付金額は、次の1から<u>5</u>までの額（1から<u>4</u>までにあつては、その額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）と事業決算に基づき算出した<u>6</u>の額（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）との合計額とする。</p> <p>ただし、市長が特に認めた場合はこの限りでない。</p>	<p>1 事務局運営配分額</p>
交付金の算定基準							
<p>交付金額は、次の1から<u>7</u>までの額（1から<u>5</u>までにあつては、その額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）と事業決算に基づき算出した<u>8</u>の額（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）との合計額とする。</p> <p>ただし、市長が特に認めた場合はこの限りでない。</p>							
<p>1 事務局運営配分額</p>							
交付金の算定基準							
<p>交付金額は、次の1から<u>5</u>までの額（1から<u>4</u>までにあつては、その額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）と事業決算に基づき算出した<u>6</u>の額（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）との合計額とする。</p> <p>ただし、市長が特に認めた場合はこの限りでない。</p>							
<p>1 事務局運営配分額</p>							

改正後	改正前
<p>協議会を単位に予算の範囲内で定めた額</p> <p>2 地域配分額</p> <p>(1) 均等割額 毎年度4月1日現在の協議会を単位に地域配分額に定める額の3割以内の範囲内で定めた額</p> <p>(2) 略</p> <p>3 高齢者配分額</p> <p>(1) 基準交付額 毎年度4月1日現在の協議会を単位に150,000円以内で定めた額</p> <p>(2) 略</p> <p>4 略</p> <p>5 担い手確保・基盤整備配分額 前年度1月1日現在の各協議会を構成する地域内の人口構成等を反映して算出した額</p> <p>6 略</p> <p>7 未来マップ策定加算額 地域の課題及び将来の目指すべき姿を定めた計画を策定した協議会を単位に予算の範囲内で定めた額</p> <p>8 略</p>	<p>協議会を単位に予算に定める範囲内で定めた額</p> <p>2 地域配分額</p> <p>(1) 均等割額 毎年度4月1日現在の小学校区を単位に地域配分額に定める額の3割以内の範囲内で定めた額</p> <p>(2) 略</p> <p>3 高齢者配分額</p> <p>(1) 基準交付額 毎年度4月1日現在の小学校区を単位に150,000円以内で定めた額</p> <p>(2) 略</p> <p>4 略</p> <p>5 略</p> <p>6 略</p>

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。